

一般社団法人 コンクリート内部探査技術協会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、「一般社団法人コンクリート内部探査技術協会」と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本法人は、コンクリート構造物の内部探査技術者および技術指導者に対するトレーニング、技能検定および探査技術に関わる研究支援を実施することにより、コンクリート内部探査に関わる人的技能、探査機器性能および探査技術の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンクリート構造物の内部探査技術に関わる情報の収集及び発信事業
- (2) コンクリート構造物の内部探査技術者及び技術指導者の技能向上に関わるトレーニング事業
- (3) コンクリート構造物の内部探査技術者の技能向上に関わる技能検定事業
- (4) コンクリート構造物の内部探査技術の発展に向けた研究支援事業
- (5) 前各号に掲げる事業等を通じての政策提案事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第5条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により申し込まなければならない。

2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既納付の入会金、会費およびその他の拠出金品については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消失・解散したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員及び賛助会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(1) 本法人の定款又は規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をしたとき

(3) 社員として本法人が定める義務に違反したとき

(4) その他の正当な理由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、その法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

第3章 資産及び会計

(財産の管理)

第13条 本法人の財産は代表理事が管理し、その管理方法は、社員総会及び理事会の決するところとする。

(経費の支弁)

第14条 本法人の経費は、主に次の収入をもってこれに充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 検定試験料

(4) 検定会および講習会参加費

(5) テキスト、報告書等の資料販売および発行手数料による収入

(6) その他事業の収入等

(事業年度)

第15条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を得て社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第17条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受けることとし、その後理事会の承認を得た上で定時社員総会において計算書類等については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

2 本法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表（及び損益計算書）を広告するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第18条 本法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第19条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第20条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の要求をしたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合

二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第23条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(決議の方法)

第24条 社員総会の決議は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(議決権)

第25条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(権 限)

第26条 社員総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項を議決する。

2 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員等の選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額又はその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算

(5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(6) 会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業全部又は一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項に関わらず、個々の社員総会においては、理事会が社員総会の招集に際し決定した社員総会の目的である事項以外の事項については、議決することができない。

(書面表決権)

第27条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議長)

第28条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

(社員総会規則)

第30条 社員総会の運営に関し必要な事項は、一般法人法又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 理事及び監事

(員数)

第31条 本法人は、3名以上7名以内の理事及び監事1名を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を除く理事から、専務理事、常務理事を各1名置くことができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、本法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から定める。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。

4 常務理事は、本法人の業務を分担執行する。また専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

5 理事会は、代表理事及び前2号に定める専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選任することができる。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第35条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第36条 役員が次の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第37条 常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第39条 本法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法の定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から一般法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第43条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2項に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名、押印しなければならない。

第7章 顧 問

(顧 問)

第47条 代表理事は、本法人の運営や活動に関して専門的な助言をする顧問を任命することができる。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(3) 会員名簿

(4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(10) 前項の監査報告書

(11) その他一般法人法で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、一般法人法の定めによる。

第9章 附 則

(残余財産の処分)

第50条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議に

より、本法人の残余財産の帰属権利者を決定するものとする。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第52条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立の日から平成28年3月末日までとする。

(設立時役員)

第53条 本法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 安藤康志

設立時理事 河合秀之

設立時理事 藤枝 繁

設立時監事 株本重雄

(設立時社員)

第54条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成27年12月28日設立